

2024年4月から

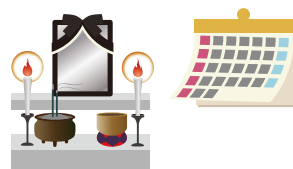
広告

# 相続登記(名義変更)が義務化されました!

3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

## 相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど  
相続関係が複雑になり  
手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない  
不動産は売却できません。  
売りたいときに売れない  
可能性があります。



これから発生する相続だけ  
ではなく、これまでに発生した  
相続についても名義変更が  
義務化されます。



これらが  
すべて 相続トラブルにつながる可能性があります!

まずは専門家にご相談ください。

節税対策から  
税務申告まで **相続税** に関するご相談は  
税理士が対応します

### 生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてください
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 二次相続も考えた遺産分割について  
アドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。  
今からできることを始めましょう。

### 相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた
- 有利な税制を活用したいので専門家に  
依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。  
相続税申告のご依頼もお受けいたします。

 **税理士法人 日本会計グループ**  
税理士法人 日本会計相続センター／日本会計コンサルティング株式会社

東京都港区東新橋1-8-3汐留エッジ6階  
TEL 03-5537-8808 FAX 03-5537-8809

お問合せ

### 司法書士 浅野事務所

千葉県柏市柏二丁目7番22号 代表司法書士 浅野 繁 (千葉司法書士会所属)  
TEL 04-7164-1901 FAX 04-7163-1989

主催

司法書士 浅野事務所

【協賛：税理士法人日本会計グループ】

会場

司法書士 浅野事務所

千葉県柏市柏二丁目7番22号

開催日

11月8日(土)

10時~16時

ご都合が合わない場合は、別日程での調整も可能です。

事前予約制

お電話でお申し込みください

☎04-7164-1901

「新聞折込チラシを見た」とお伝えください  
平日9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

相続の専門家がお悩みを解決いたします。

遺言書  
作成

相続  
手続

家族  
信託

相続税

相続のご相談が急増しています!

相続の手続き・対策は他人事ではありません!  
いざという時のために備えが必要です。



JR「柏駅」東口から徒歩5分



# 「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

## 相続について

### 相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進めるための各種資料の収集・作成サポートを行います。

### 相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成・提出
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配するためのサポートを行います。

### 各種相続手続きのサポート

- 預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成
- 故人名義の車両の名義変更や売却に必要な書類作成

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きをスムーズに進めるためのサポートを行います。



## 生前対策について

### 遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、法務局の「自筆証書遺言保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な相続の実現サポートを行います。

### 財産管理・相続対策のサポート

- 財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 家族信託契約書の作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進めるためのサポートを行います。

## こんな場合は「遺言」を残しましょう！

- ☐ 子供がいないので財産は配偶者に全て渡したい
- ☐ 子供間に経済的な格差がある
- ☐ 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- ☐ 特定の相続人に財産を残したい
- ☐ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- ☐ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- ☐ 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

### 遺言を利用した生前対策が有効です！

家族間での相続争いは年々増加しています。「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言

自筆証書遺言

証人立合い

遺言執行

## ご相談の事例紹介

### ●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

<男性 会社員(62歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を行います。当事務所では、書類の収集から登記申請までサポートいたします。

### ●遺産分割協議書の作成とは？

兄妹3人で相続することになりましたが、話し合いで合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を行うことで、正式な合意書類となります。当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

### ●相続放棄の手続きとは？

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。相続放棄をしたいのですが、どうすればよいですか？

<男性 会社経営(73歳)>

相続放棄は、相続開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝いをいたします。

### ●遺言書の検認手続きとは？

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どのような手続きが必要ですか？

<男性 自営業(65歳)>

自筆証書遺言は、家庭裁判所で『検認手続き』が必要です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行されるようお手伝いします。